

## 公務員の労働基本権等

## 1 労働基本権（労働 3 権）について

- ・ 憲法 28 条で労働者の基本的権利を規定。
- ・ 労働基本権は、団結権、団体交渉権、争議権の 3 つの権利から構成。

- ①団結権 勤労者とその労働条件を維持・改善するために組合を組織する権利  
 ②団体交渉権 労働組合が使用者と労働条件について交渉する権利  
 ③争議権 団体交渉の裏づけとして、ストライキなどを行う権利

※ 憲法第 28 条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

## 2 公務員（一般職）の労働基本権の現状

区 分		団 結 権	団 体 交 渉 権		争 議 権
				協約締結権	
国 家 公 務 員	非現業職員	○ (警察職員等除く)	△※注 1 (交渉は可能)	×	×
	国有林野、 特定独立行 政法人	○	○	○	×
地 方 公 務 員	非現業職員	○ (警察職員及び 消防職員除く)	△※注 1 (交渉は可能)	×※注 2 (書面協定は 可能)	×
	現業職員	○	○	○	×
(参考)民間		○	○	○	○

※注 1 非現業職員は、交渉を行うことができるが、団体協約は締結できない。

※注 2 非現業職員（地方）は、交渉を行い、その結果として書面協定を結ぶことができるが、この書面は団体協約ではなく、法的拘束力はない。

# 全農林最高裁判決（昭 48. 4. 25）<sup>(\*)</sup>における 公務員の労働基本権制約の根拠

総論 公務員の「地位の特殊性」と「職務の公共性」を根拠として、公務員の労働基本権に対し必要やむを得ない限度で制限を加えることは十分合理的な理由がある。

## 1 公務員の地位の特殊性

### （1）議会制民主主義・財政民主主義

公務員の勤務条件はすべて政治的、財政的、社会的その他諸般の合理的な配慮により適当に決定されなければならない、その決定は民主国家のルールに従い、立法府において論議のうえなされるべきものである。

### （2）市場の抑制力の欠如

市場の機能が作用する余地がないため、公務員の争議行為は場合によっては一方的に強力な圧力となる。

## 2 公務員の職務の公共性

憲法 15 条の示すとおり、実質的にはその使用者は国民全体であり、公務員の労働提供義務は国民に対して負うものであるとともに、争議行為は公務の停廃をもたらし、国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼす。

## 3 労働基本権制約の代償措置

公務員は労働基本権に対する制限の代償として、制度上整備された生存権擁護のための関連措置による保障を受けている。

（法定された勤務条件の享有、人事院勧告制度、人事院に対する行政措置要求及び不利益処分審査請求）

（\*）事案の概要については「資料 7」8 頁を、詳細については別紙配布の判決全文を参照のこと

## 憲法の関係条文

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3・4 (略)

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一～三 (略)

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五～七 (略)

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

国の行政機関(全体として一つの法人)

法人としてそれぞれ独立

非現業	現業	独立行政法人等	特殊法人	民間の各種法人
<p><b>警察・防衛</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置法等に基づき行政を担う</li> <li>・各省大臣が分担管理</li> </ul> <p>警察職員 自衛官 刑事施設職員</p>	<p><b>林野</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計を持つ独立採算組織</li> <li>・農水大臣が給与等を決定</li> </ul> <p>(以前は五現業) (印刷・造幣) ⇒特定独法 (郵政、アルコール専売) ⇒民営化</p>	<p><b>特定独法 (8法人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独法通則法</li> <li>・設立法あり</li> </ul> <p><b>(公務員型)</b></p>	<p><b>特殊法人 (特殊会社を除く)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立法あり</li> </ul> <p><b>特殊法人 (特殊会社)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立法あり (会社組織)</li> </ul>	<p><b>公益法人、民間会社等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業法等の一般的規制がベース</li> <li>・公益法人等、別途の制度に基づくものあり</li> <li>・特別の法律に基づく「特別民間法人」の類型あり</li> <li>・行政サービスの一部を担うこともある</li> </ul>

**公務員**

(国家公務員法に基づく任用、分限、懲戒、服務等の体系を適用)

団結なし

協約締結権なし

スト権なし(公務の停廃の防止は法律で担保)

**非公務員**

(労使自治の下、労働協約、就業規則等により左の事項を設定)

協約締結権あり(民間企業と同じ仕組み)

スト権あり(業務の停廃の防止は、公益事業に関する規制等で担保。市場の抑止力あり。)